

タイにおける最新の知的財産情報

石 川 勇 介*
ナラーワン・ブンヤーピソムパーン**

抄 録 近年、アセアン各国は、国内に模倣品・海賊版が多く流通していることを重大な課題と認識しており、特にタイでは、ここ1～2年の間に本格的な「知財保護、知財侵害への取り締まり強化」を図ってきた。タイ政府による取り組みが本格的に実施された背景は、知的財産の保護・活用を強化することで、研究開発・イノベーションの促進、タイへの投資促進へと結び付けて、いわゆる「中所得国の罫」からの脱却を果たしたいというタイ政府の思惑があるためと考えられる。

そこで、本稿では、まず「タイでの最新の知的財産状況」について触れた後、タイ政府による直近の知的財産の保護、活用に向けた取り組みとして、タイの新しい経済モデルとなる「タイランド4.0」、また、同タイランド4.0の下で知財の保護・活用を促進すべく、20年間にわたる知財ビジョンとして示された「タイIP (Intellectual Property) ロードマップ」について紹介する。

目 次

1. はじめに
2. タイでの最新の知的財産状況
 2. 1 特許・意匠・商標の出願状況
 2. 2 出願から権利化までの平均期間
 2. 3 経済警察 (ECD), 特別捜査局 (DSI) による刑事摘発の件数
 2. 4 知的財産権侵害に関する訴訟件数
 2. 5 税関による差止め件数
3. タイ政府による知財の保護・活用に向けた取り組み
 3. 1 タイランド4.0とは
 3. 2 タイIPロードマップとは
 3. 3 知的財産法, 知財関連法の改正状況について
4. おわりに

301条年次報告書」において知的財産権の保護が不十分な「優先監視国 (Priority Watch List)」の指定から除外すると発表したことはご存じだろうか。

「アジアのコピー天国」と言われてきたタイでは、これまで国内に模倣品・海賊版が氾濫しており、知財保護の法整備、取り締まりがいずれも不十分だと指摘され、2017年まで11年連続で「優先監視国」に指定されていた。ところが、米国通商代表部は、来年の年次報告を待たずして、図1に示すように、「タイで知的財産保護を改善する是正措置がとられたため、同国の指定を優先監視国から監視国 (Watch List) に格上げする」との異例の声明を発表した。

1. はじめに

2017年12月、米国通商代表部 (USTR) が、タイにおける知的財産保護及び権利行使環境の改善を認めて、このほどタイを「スペシャル

* 弁理士、元ジェトロ・バンコク事務所
Yusuke ISHIKAWA

** ジェトロ・バンコク事務所
Narawan BOONYAPISOMPARN



図1 米国通商代表部によるタイが優先監視国のリストから除外された旨の発表
(出典：同ホームページ (2017/12/14))

ここで、「スペシャル301条年次報告書」とは、米国通商法に基づき、知財保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを認めない国を特定するもので、警戒レベルとして高い順に「優先国」、「優先監視国」そして「監視国」の3段階が設定されている。「優先国」に特定されると調査及び相手国との協議が開始され、協議不調の場合には対抗措置（制裁）への手続が進められる。米国独断ではあるものの、各国における「知的財産の保護水準」の役割を果たしている。アセアンにおいては、インドネシアが「優先監視国」、タイ、ベトナムが「監視国」となっている（2018年3月時点）。

「模倣品」とは、商標権侵害品、意匠権侵害品などを意味し、最近では特許権を侵害する製品についても、技術模倣品として模倣品の範疇に含められている。

「海賊版」とは、音楽、映画、コンピュータ・ソフトなどの著作権を侵害する商品を指す。模倣品、海賊版を総称して「知的財産権侵害品」、「不正商品」とも言う。

近年、アセアン各国は、国内に模倣品・海賊版が多く流通していることを重大な課題と認識しており（アセアンで流通する模倣品の大半が中国製であり、タイ税関の報告によればタイでは模倣品の約90%が中国製と言われている）、特にタイでは、ここ1～2年の間に本格的な「知財保護、知財侵害への取り締まり強化」を図ってきた。具体的には、副首相ヘッドの省庁横断

的な「知的財産権侵害委員会」の設置（2016年9月）、コンピュータ犯罪法を改正し、オンライン上の知財権侵害への執行措置を導入（2017年5月）、商標法を改正し、再犯の厳罰化、音楽の要素からなる音商標の出願受付開始（2017年9月）、著名なマーケットを中心に大規模な模倣品取り締まり（2017年6月～現在）（図2参照）など、現在に至るまでに大規模な知財制度の改革がなされている。タイ政府によるこれら真摯な取り組みが、このたび米国通商代表部から評価されるに至った。



図2 タイ経済警察（ECD）によるMBKなど著名マーケットでの模倣品取り締まり
(出典：タイ商務省知的財産局(DIP)ホームページ)

タイ商務省の知的財産局は引き続き、映画、音楽、ソフトウェアの海賊版への対抗措置を強化する方針を示しており、特に経済・社会デジタル省と協力し、オンライン上で販売される商品や無料映画などについても厳しく監視することを明言している。

このようなタイ政府による取り組みが本格的に実施された背景には、知的財産の保護・活用

を強化することで、研究開発・イノベーションの促進、タイへの投資促進へと結び付けて、いわゆる「中所得国の罠」からの脱却を果たしたいというタイ政府の思惑があるためと考えられる。

図3に示すグラフをご覧ください。「中所得国の罠」とは、自国経済が中所得国のレベルで停滞することで、先進国（高所得国）入りが中々できない状況をいう。また「中所得国」とは一般に一人当たりの国内総生産（GDP）が「3,000ドル」から「1万ドル」程度の国を指すと言われている。

タイも中所得国化を果たしたところ、安価な労働力に依存した産業構造のままでは、タイの今後の競争力はいずれ低下してしまい、経済成長が停滞してしまうおそれがある。タイの持続的な成長のためには自国のイノベーションが必要とされ、人財育成や研究開発、インフラ整備に向けた取り組みが課題となっており、まさに成長への正念場を迎えているのである。

そこで、本稿では、まず「タイでの最新の知的財産状況」について触れた後、「タイ政府による直近の知的財産の保護・活用に向けた取り

組み」について紹介したい。

日系企業・団体の皆様におかれては、模倣品・海賊版が氾濫しているここタイにおいて、今後、知的財産の保護、活用が高まることが期待されるなか、自社のブランド、デザイン、技術そして企業ノウハウを単に守るだけでなく、どのように積極的に活用していくべきか、本稿で紹介する知財情報を実務の一助としていただきたい。

2. タイでの最新の知的財産状況

現地で事業展開するにあたっては、自社の会社名や商品名、自社製品の核となる技術や斬新なデザインなどについて知的財産権を予め取得しておくことをお勧めする。もちろん、権利の取得には費用も時間もかかるため、その国での費用対効果を精査して権利を取得しないという判断もあろう。しかしながら、第三者に自社の会社名や商品名を冒認出願されてしまうなど知財について争いが生じた場合には、はるかに多くの費用・時間がかかり、最悪の場合には知財が原因で事業がストップしてしまうこともある。

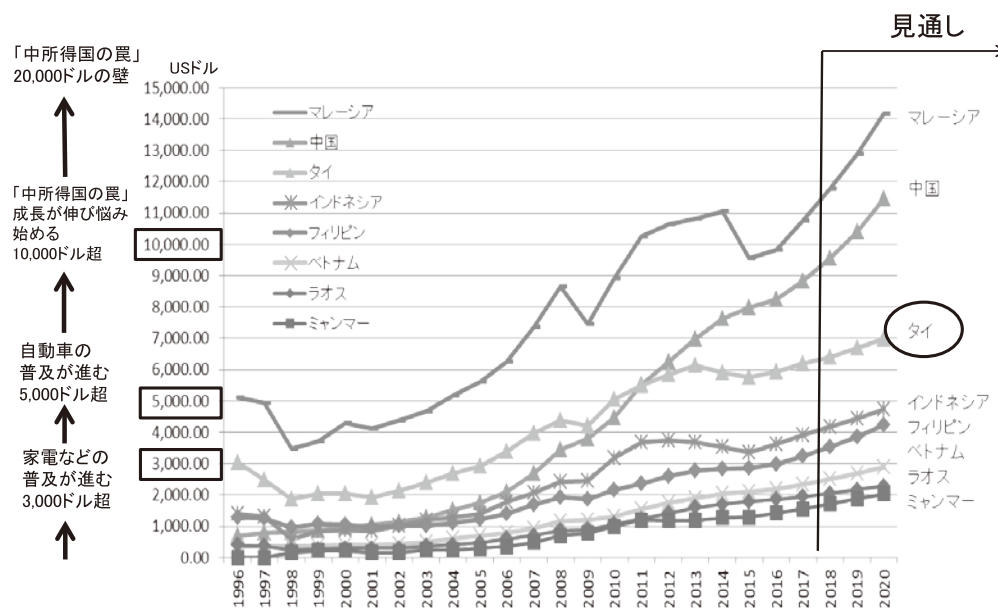


図3 アセアン各国の一人当たりGDPの推移
(出典：World Economic Outlook April 2017, IMFに基づいて作成)

そこで、まずは「知的財産の保護」に焦点を当てて、タイにおける最近の「特許・意匠・商標の出願状況」、「出願から権利化までの平均期間」について説明する。下記の統計データをご覧ください。

2. 1 特許・意匠・商標の出願状況

図4に示す棒グラフにおいて「Resident」とはタイ人による出願を意味し、「Non-Resident」とはタイ人以外の外国人による出願を意味しており、特許、意匠、商標出願ともに全体の出願件数が徐々に伸びていることが分かる。また、図4に示す円グラフによれば日本からタイへの出願件数が多いことも分かる。注目すべき点としては、意匠出願についてタイ人からの出願件数が多く、かつ出願件数が伸びている点である。このことは、タイではデザイン振興が盛じて高いこと、タイ政府主導のもとでデザイン開発に力を注いでいる点からも窺える（タイはアセアン知財行動計画2016-2025のイニシアティブ「ク

リエイティブ ASEAN」において推進国（Country Champion）を務めている）。

（ご参考）日本（2016）

特許出願：約318,000件

意匠出願：約31,000件

商標出願：約162,000件

上記のように、タイでは特許、意匠、商標出願件数が順調に伸びているものの、実際に権利化されるためには審査官による審査が必要とされるところ、残念なことに特に特許権に関して審査待ち（バックログと呼ばれている）の件数が非常に多くなっている（2016年5月時点では、審査待ち案件が38,000件程度にのぼるとタイ知財局より報告がなされた）。そこで、「出願から実際に権利化されるまでの平均期間」についても統計データをご確認いただきたい。

2. 2 出願から権利化までの平均期間

アセアン主要国において2015年以降に登録さ

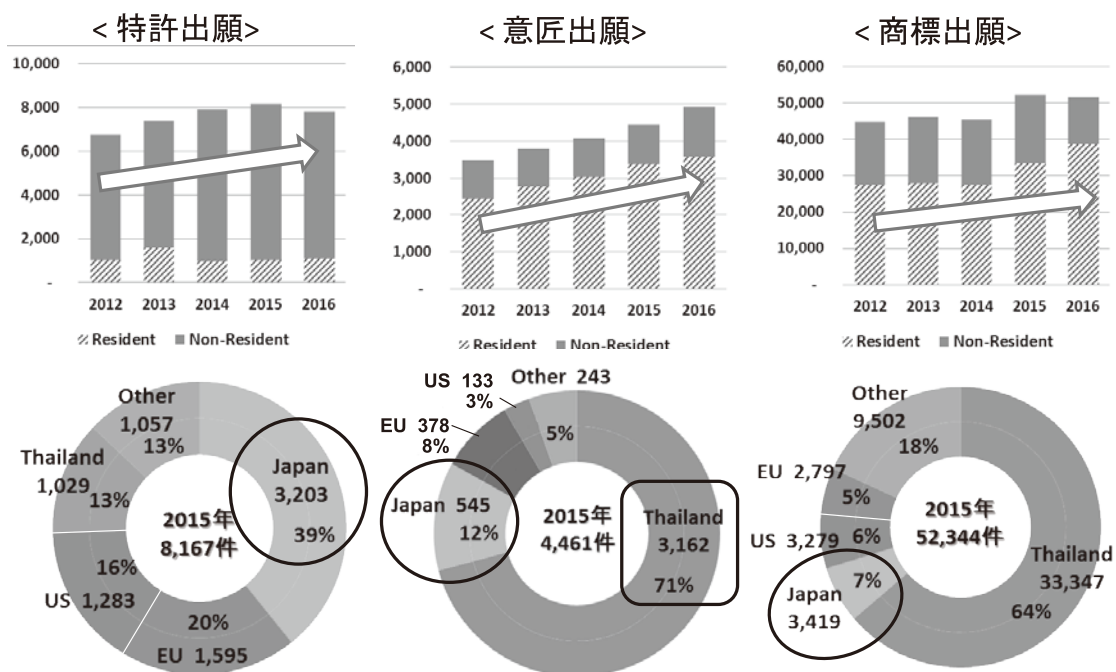


図4 タイでの特許・意匠・商標の出願件数，国別の出願件数シェア
 （出典：WIPOの統計データ，タイ知的財産局のANNUAL REPORTに基づいて作成）

れた特許権50件、意匠権40件、商標権40件に関する出願・登録情報を、アセアン各国の知的財産庁を通じてランダムに取得し、これら知的財産権の権利化に関する期間を算出し、表1にまとめた。なお、アセアン各国において審査請求可能な期間は異なるため、あくまで参考データとしてご確認いただきたい。

注目すべき点としては、特許に関してタイでの特許出願が他のアセアン諸国と比較して出願日から登録日まで約11年8カ月と最も長期間で登録に至る結果となっている点である。先に説明したとおり、特許の権利期間は、特許出願日から20年であるところ、実に権利期間のうち半分以上の期間が審査待ちによって失われていることになる（バイオ、医薬の技術分野においては、約16年7カ月、約18年5カ月と長期間に至ることが確認されている）。

タイ知的財産局としては本件を重大な課題と認識しており、2016年から3年以内に特許審査官を約3倍の計100名体制へと増員する計画が実行されている。その結果、現在は審査処理件

数が大幅に増加しており、タイ法律事務所での聞き取り調査によると、最近のオフィスアクション通知件数は昨年同時期と比較して約2～3倍程度になっているとのことで、嬉しい悲鳴が上がっている。

上述の通り、タイでの特許出願の審査処理速度は上がっているものの、現状で日系企業・団体の出願人が早期権利化を図るために講ずべき措置としては、PPH（日タイ特許審査ハイウェイ）、ASPEC（アセアン特許審査協力）を活用する方法がある。PPHとASPECの比較をまとめたので、図5の統計データとともにご確認いただきたい（2018年1月時点）。

〈PPH（日タイ特許審査ハイウェイ）〉

「PPH（Patent Prosecution Highway）」とは、各特許庁間の取り決めに基づき、第1庁（先行庁）で特許可能と判断された発明を有する出願について、出願人の申請により、第2庁（後続庁）において簡易な手続で早期審査が受けられるようにする制度である。

表1 アセアン主要6カ国における出願から権利化までの平均期間
（出典：ジェトロ：ASEAN各国における産業財産権の権利化期間調査2016）

	タイ	インドネシア	マレーシア	フィリピン	シンガポール	ベトナム
特許	約11年8カ月	約5年9カ月	約6年	約5年11カ月	約3年4カ月	約5年11カ月
意匠	約4年8カ月	約1年8カ月	約1年1カ月※	約1年※	約1カ月※	約1年4カ月
商標	約2年8カ月	約2年9カ月	約1年2カ月	約8カ月	約1年	約2年3カ月

（表中の「※」は実体審査がないことを示す）

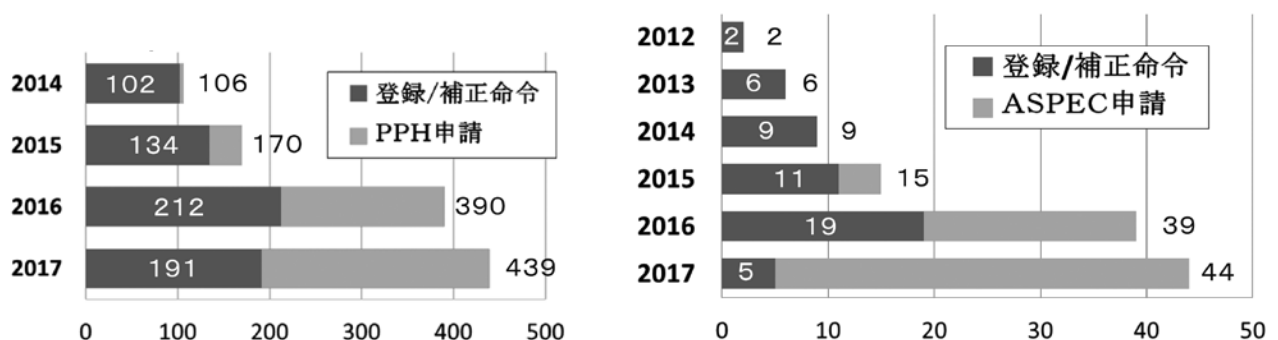


図5 タイでのPPH（左側）とASPEC（右側）の申請件数、登録件数
（出典：タイ商務省知的財産局との意見交換に基づいて作成）

日本特許庁とタイ知的財産局は、特許審査ハイウェイ試行プログラムを2014年1月より実施している。直近の運用状況は下記1)～4)の通り。

- 1) 2014年～2017年までにPPH申請が「1,105件」あり。
- 2) 現在、登録査定 or (登録を前提とした) 補正命令が「639件」済。⇒約60%の進捗率
- 3) 「申請」から「登録査定(補正命令)」までの平均期間 ⇒約12カ月
- 4) 技術分野別では、化学・機械の申請件数が多く、バイオ・医薬品が少ない。全7分野のうち、機械・物理において登録までの期間が比較的短い。

〈ASPEC (アセアン特許審査協力) ASEAN他国⇒タイ)

「ASPEC」とは、ASEAN加盟国における特許庁間で特許調査及び審査結果を共有することで業務の効率化を図る制度である。加盟国は、ミャンマーを除くアセアン9カ国である。

タイでは2012年1月より運用開始されている。直近の運用状況は下記1)～4)の通り。

- 1) 2012年～2017年までにASPEC申請が「115件」あり。
- 2) 登録査定 or 補正命令が「52件」済。⇒約45%の進捗率
- 3) 「申請」から「登録査定(補正命令)」までの平均期間 ⇒約14カ月

- 4) 技術分野別では、電気・機械・物理の申請件数が多く、バイオ・化学分野が少ない。電気・機械において登録までの期間が比較的短い。

タイ知的財産局との意見交換によると、タイ知財局内ではPPH、ASPECともに同等に扱って審査しているとのコメントをいただいた。日系企業・団体におかれては、実際のトータルの審査期間・アセアン他国を経由したコストを考慮すると、PPHを利用することをおすすめしたい。

さて、知的財産を保護(特許権、意匠権、商標権を獲得)することができた後は、実際に知的財産権を活用してこそ本来の価値が発揮される。そこで、次に模倣品・海賊版対応策として、知的財産権の権利行使状況について説明する。

2.3 経済警察 (ECD), 特別捜査局 (DSI) による刑事摘発の件数

表2, 3の統計データをご確認いただきたい。ここで、「経済警察」とは、タイ警察 (Royal Thai Police) 中央捜査局の傘下であり、知的財産を含む経済犯罪やサイバー犯罪を主に取り扱う特別組織 (ECD: Economic and Cyber Crime Division) である。

「特別捜査局」とは、法務省傘下の特別技能を持つ専門家らが集まった特別部隊であり、米国における連邦捜査局 (FBI) に相当する機関 (DSI: Department of Special Investigation) である。

表2 経済警察による刑事摘発の件数
(出典: タイ商務省知的財産局からの提供資料, 表3も同様)

経済警察	2014	2015	2016	2017 (Jan-Oct)
商標権	5,960	6,553	5,012	4,167
著作権	3,592		1,504	1,611
特許権・意匠権	13		158	29
その他	359		—	—
合計	9,924	6,553	6,674	5,807

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

事件が複雑で特殊捜査が必要な場合、タイ経済にインパクト、国際関係に影響を及ぼす場合等には、特別捜査局を利用することも可能である。

表3 特別捜査局による刑事摘発の件数

特別捜査局	2016	2017 (Jan-Oct)
商標権	23	20
著作権	0	0
特許権・意匠権	0	0
その他	-	-
合計	23	20

上記によれば、タイにおいては商標権・著作権による摘発が中心となっていることが分かる。ここでは紹介していないものの、タイに限らずアセアンにおいて同様の傾向が見られる。すなわち、警察が特許権に関わる技術内容を理解し権利侵害の有無を判断することは難しく、当該警察が躊躇する傾向がある（当局からの聞き取り調査によれば、上記の特許権・意匠権に関する摘発件数の大半は意匠権によるものであるとのこと）。

ここで、刑事摘発の主な流れを説明すると、

まず権利者が代理人を通じて証拠書類とともに警察へ強制捜査（刑事摘発）を依頼する。すると、警察は裁判所から発行された捜査令状を下に強制捜査を開始し、模倣品・海賊版の押収、被疑者を逮捕、当該被疑者に対し事情を聴取する。被疑者が権利侵害の罪を認めて謝罪する等、権利者との間で和解に至れば刑事訴訟には至らないこともある。そうでなければ、警察から起訴準備資料とともに事件が検察へ送致される。事件の送致を受けた検察官は起訴状を裁判所に提出する、あるいは権利者が警察・検察に頼ることなく自ら刑事訴訟を起こすことができ、民事訴訟を起こすことも可能である。

2. 4 知的財産権侵害に関する訴訟件数

続いて知財権侵害に関する訴訟件数について表4の統計データをご確認いただきたい。

ここで、「知的財産・国際取引中央裁判所」とは、知財専門の裁判所として設置された第一審裁判所である（CIPITC：Central Intellectual Property and International Trade Court）。知的財産および国際取引に関する民事および刑事事件を取り扱っている。

上記によれば、タイの知財侵害訴訟において

表4 知的財産権侵害に関する訴訟件数（第一審）
（出典：CIPITC（知的財産・国際取引中央裁判所）からの提供資料）

刑事訴訟	2013	2014	2015	2016
商標権	4,198	4,150	3,688	} 3,720
著作権	1,002	894	854	
特許権・意匠権	12	31	12	
合計	5,212	5,075	4,554	3,720
民事訴訟	2013	2014	2015	2016
商標権 (権利侵害のみ)	64 (18)	79 (21)	85 (10)	} 227
著作権	89	70	61	
特許権・意匠権 (権利侵害のみ)	18 (11)	31 (11)	17 (10)	
合計	171	180	163	227

も同様に商標権・著作権に関する事件が多いことが分かる。また、一般に知財権利者にとって費用及び時間上の効率を考慮すると、刑事訴訟による対応が有効な手法であると考えられており、上記統計データからも明らかと言える。裁判所からの聞き取り調査によれば、外国企業同士の裁判は比較的少なく、原告が外国、被告がタイ企業の裁判が大半を占めているという。また、民事訴訟では一般に長期化する傾向があるものの（主な理由として件数の増大、両当事者の出廷調整に時間を要するとのこと）、被告が早い段階で罪を認める場合や出廷に応じない場合には比較的短期で判決に至る。同様の場合、刑事訴訟では即日に判決に至るケースもあるようである。

2.5 税関による差止め件数

そのほか、税関による商標権・著作権侵害品に対する押収件数についても統計データを入手しているので、図6、表5～6をご参考にしていただきたい。

なお、タイにおける税関の取り締まり対象物は商標権・著作権侵害品にとどまり、特許権・意匠権侵害品に対しては取り締まり対象となっていない。また、タイへの輸入品に対する差止めには重きが置かれており、実務上、タイからの

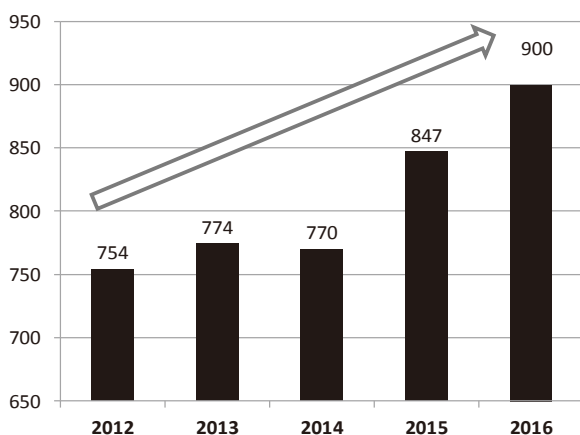


図6 商標権・著作権侵害品に対する押収件数

輸出品の差止制度がないこともあって、中国からタイへ流入された後、再びタイから他国へ模倣品が輸出されてしまうケースもある。

表5 商標権・著作権侵害製品2016 Top 5 (上), 侵害ブランド2016 Top 5 (下) (出典：タイ税関からの提供資料)

No.	Product	Quantity (Pcs.)	Value (THB)
1	Clothes	176,903	22,985,668
2	Bags	146,729	27,985,935
3	Cosmetics	122,253	8,201,216
4	Shoes	72,008	14,720,724
5	Glasses and Sun-Glasses	47,399	6,738,893

No.	Brand	Quantity (Pcs.)	Value (THB)
1	HELLO KITTY	382,107	3,257,078
2	ADIDAS	40,076	7,888,827
3	NIKE	21,768	5,481,986
4	Ray Ban	17,408	4,071,326
5	Samsung	13,994	7,785,716

(1 タイバーツ (THB) = 約3.4円)

表6 侵害ブランド2016 Top10 (日本ブランドのみ) (出典：タイ税関からの提供資料)

No.	Trademark Name	Quantity (Pcs.)	Value (THB)
1	HELLO KITTY	375,372	3,177,288
2	HONDA	12,100	242,000
3	POKEMON	9,170	24,650
4	DORAEMON	8,226	1,361,660
5	SONY	5,744	1,666,104
6	ONITSUKA	4,700	2,184,357
7	G-Shock	1,890	1,900,762
8	SHISEIDO	804	80,400
9	BAO BAO	319	125,204
10	CASIO	102	54,041

3. タイ政府による知財の保護・活用に向けた取り組み

タイにおける最新の「知的財産状況」の概要を理解したところで、次にタイ政府による知財の保護・活用に向けた取り組みをご紹介します。

21世紀初頭の現在において、世界の国々が経済を推進させるべく経済モデルの創出と発展に努めているところ、タイもその中の一つである。タイ政府は、プラユット首相と国家平和秩序委員会（NCPO）の管理下で、「タイランド4.0（Thailand4.0）」の政策ビジョンを示し、イノベーション主導の経済成長モデルへ変えようとしている。この「タイランド4.0」の政策ビジョンの中で、知財の保護・活用を促進すべく、20年間にわたる「タイIP（Intellectual Property）ロードマップ」が示されている。そこで、まずはタイ政府が示す「タイランド4.0」の概要について触れた後、「タイIPロードマップ」について詳しく説明したい。

3. 1 タイランド4.0とは

タイでは、図7に示すように、絶えず経済モデルを変化、改善させており、現在に至るまでタイランド1.0、2.0、そして3.0のフェーズを通過してきた。具体的には、タイランド1.0では農業の発展を中心とした時代であって、タイランド2.0では安価な労働コストを使用する軽工業へシフトした。そして、タイランド3.0では外国投資を誘致し輸出を促進すべく、国内生産に重点を置くようになった。

タイ経済はフェーズ3.0当初こそ約7～8%の成長率を達成していたものの、その後は、中所得国の罠を逃れようと悪戦苦闘し、「所得不平等」と「不均衡な発展」を生んでしまった。それから20年経過した今、経済モデルの改善が続いた結果、「タイランド4.0」へと結び付いたわけである。

現在、タイ政府は、タイを安全で繁栄ある、持続可能な国家に変えようとしており、人々の仕事を効率化させて人生を豊かにする、すなわち「スマートに仕事をこなす」暮らしを目指している。そのため、タイは、産業主導から革新

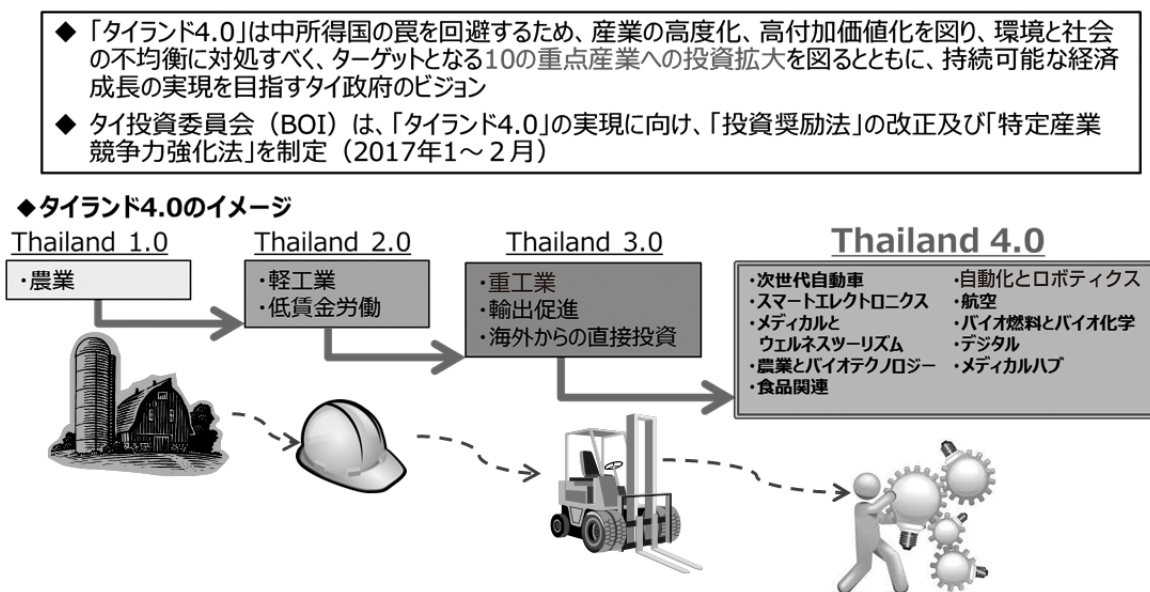


図7 タイランド4.0の政策ビジョン

的な製品開発へ、生産ベースからサービスベースの経済モデルへ、独創性とテクノロジーと創造性の利用促進に向けて、イノベーション主導型へと移行したいと考えている。

「タイランド4.0」の政策ビジョンの下では、下記に示す通り、主に2つのグループに分けられる10の産業分野の成長を目標にしている。

〈付加価値化によって開発される産業〉

①次世代自動車、②スマートエレクトロニクス、③メディカルとウェルネスツーリズム、④農業とバイオテクノロジー、⑤食品関連

〈タイ経済の将来的な成長をもたらす産業〉

⑥自動化とロボティクス、⑦航空、⑧バイオ燃料とバイオ化学、⑨デジタル、⑩メディカルハブ

3. 2 タイIPロードマップとは

次に「タイIPロードマップ」の概要について図8をご確認いただきたい。同タイIPロードマップは、2016年に発表され、2016年から2036年

にかけてステップ①～ステップ⑤の5段階から構成されている。現在、ステップ②の段階に入っており、タイ政府は主に「権利化期間の短縮」と「知財侵害品の完全な根絶」に尽力している。

ここで、「レッドゾーン」とは、タイ政府によって多数の模倣品・海賊版が公然と販売されていると指定されたエリアである。MBK MallやJJ Marketなど計24カ所が指定されている(2016年9月時点)。

そのほか、「タイIPロードマップ」は6つのテーマを掲げている。そのうち4つは知的財産のバリューチェーンに関するものである。すなわち、(1) 知的財産の創造からはじまり、(2) 知的財産の保護、(3) 知的財産の権利行使、そして(4) 知的財産の商業化に至るものである。

また、残りの2つのテーマは、(5) 地理的表示(GI)、(6) 遺伝資源(GR)、伝統的知識(TK)および伝統的な文化表現(TCE)に対する保護の促進に目を向けようとするものである。以

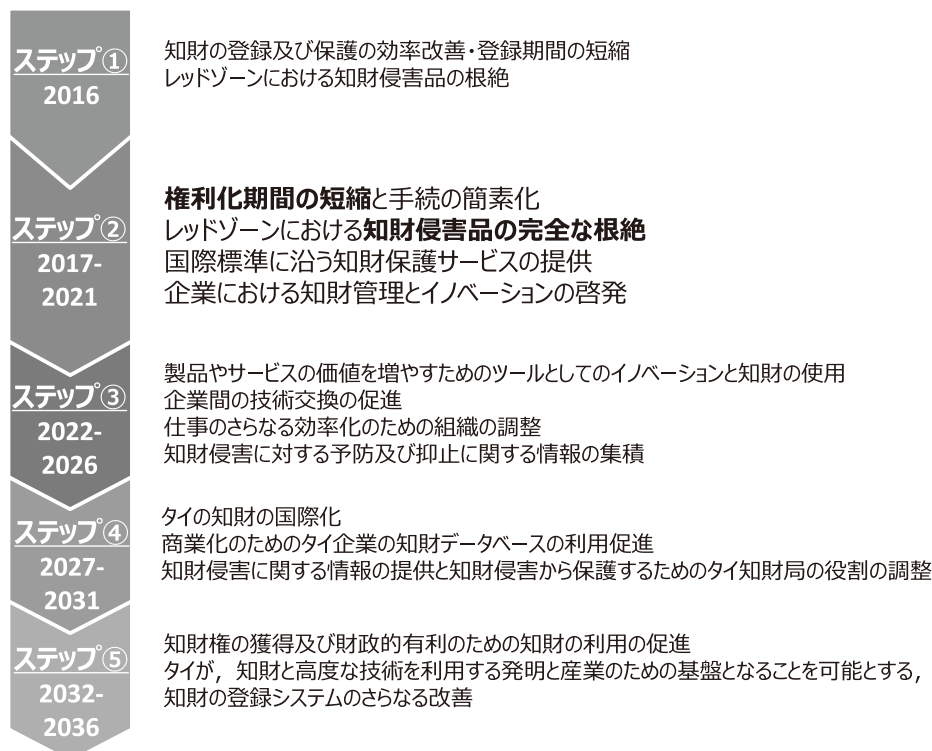


図8 タイIPロードマップの概要

下、簡単に説明する。

ここで、「地理的表示 (GI)」とは、製品の地理的起源を特定するもので、その特定の品質と特性を証明するために製品に用いられる記号である (GI: Geographical Indication)。

「遺伝資源 (GR)」とは、遺伝情報を含む生物学的物質の一部であり、再現または再作成されるものである (GR: Genetic Resources)。

「伝統的知識 (TK)」とは、原住民の社会または地域社会における世代から世代へ伝わるもので、「文化的」な知識と実践をもつものである (TK: Traditional Knowledge)。

「伝統的な文化表現 (TCE)」とは、民俗の表現とも呼ばれる。音楽をはじめ、舞踊、歌、芸術、デザイン等が含まれる (TCE: Traditional Cultural Expressions)。

(1) 「知的財産の創造」

知的財産の創造にあたっては、研究開発の促進を主目的とするものであって、誘致環境の整備やイベント整備など、様々なコミュニケーションチャネルの活用を模索している。タイ知的財産局は、一般国民に対し知的財産への意識を向上させて知的財産の創造を支援するべく、ウ

ェブサイトやFacebookページ等のSNSを利用した知財に関する広報活動をしている。

(2) 「知的財産権保護」

知的財産権の保護にあたっては、上述した通り、特許・商標審査官による膨大なバックログに関する問題を解決することである。

アセアン諸国の中でタイの権利化期間が一番長いと言われているところ、タイ知財局としては本審査・登録プロセスを加速するべく、法改正や規則・ガイドラインの策定、他国の知的財産庁で既に審査された審査結果を有効活用する等して審査期間の対策を講じている。

また、ITシステムに関しては、出願や審査プロセスのオンラインサポートを充実させ、直感的なレイアウトにアップグレードしている。図9は、出願人がサインオンするためのウェブページである。当該出願人は、一度アカウント登録することで、特許・商標などのオンライン出願、著作権のオンライン申請 (e-Filing) ができるほか、一元管理できるようになる (2018年3月末時点でタイ語表示のみとなっている)。



図9 出願人がサインオンするためのウェブページ
(出典: タイ商務省知的財産局 (DIP) ホームページ)

(3) 「知的財産の権利行使」

知的財産権の権利行使にあたっては、タイ政府はタイ国内で模倣品・海賊版が氾濫している状況を打開すべく、プラユット首相の指揮の下で、模倣品・海賊版が横行する8つのターゲットエリアを選定し（表7参照）、当該エリアで模倣品・海賊版を撲滅する計画を実行した。その結果、2つのターゲットポイント（Sapan Lek, Wireless Road）については既に模倣品・海賊版の撲滅を達成した。現在、その他のエリアについても強力な模倣品撲滅に取り組んでいるところである（図10参照）。

表7 タイでターゲットとされたエリア（主に大規模なマーケットが存在する）
（出典：タイ知的財産局からの提供資料）

MBK Mall	Rong Kluea Market
Pantip Plaza	Klong Thom
Baan Mo	JJ Market
Sapan Lek	Wireless Road

またタイ政府は、MBK Mall, JJ Market, Karon Beach, Patong Beach, Rong Kluea Marketなどの模倣品・海賊版が氾濫している主要エリアに対して、模倣品・海賊版に関する問い合わせ窓口となるIP Enforcement Center (IPEC) を設置している。

IPECでは、知的財産局、経済警察、特別捜査局等の執行当局職員が常駐し、当該職員が不定期に巡回するほか、第三者からの情報提供を受けて「模倣品・海賊版を販売する店舗」に対し知的財産権侵害に対する執行措置を講じている。

(4) 「知的財産の商業化」

知的財産の商業化にあたっては、目新しいタイ政府の取り組みとして「IP IDE Center (IP Innovation Driven Enterprise Center)」と「IP Mart」をご紹介したい。



図10 MBKでの侵害品の検査（写真上）及び JJ Marketでの侵害品の検査（写真下）
（出典：タイ知的財産局（DIP）ホームページ）

〈IP IDE Center〉

オンサイトのアドバイザリーサービスとして下記4種類のサービスを提供しているほか、IP学習ツールを備えている。

<http://ipidecenter.com/?lang=en>

- ①情報サービスと技術動向の分析(TechnoLab)
- ②ベンチャー企業を革新主導型企业に導くためのアドバイス (IdeaLab)
- ③知的財産の管理に関するガイダンス(ValueLab)
- ④企業への国際的な知財産保護のための誘致 (InterLab)

詳細はこちらのURLをご参照いただきたい。

<http://ipidecenter.com/about-ip-ide-center/?lang=en>

〈IP Mart〉

2018年1月に開設され、知的財産に関する取引を扱っているオンラインプラットフォームであり、具体的には、ビジネスマッチングをサポート

ートできるようにバーチャルスペースを提供している（図11参照）。

本ウェブサイトによって公開されている製品は、知的財産権によって保護されたものであって、タイ知的財産局によって認証されたものである。買い手と売り手は、本システムを通じてリアルタイムで交渉することができる。関心があれば以下のURL先を参照いただきたい（2018年3月時点でトップ画面はタイ語または英語表示可能となっているが、具体的な製品情報はタイ語のみである）。

(5) 「地理的表示 (GI)」, 「遺伝資源 (GR)」, 「伝統的知識 (TK) および伝統的な文化表現 (TCE)」

タイでは最近、特許権などの工業所有権よりも馴染みやすい知的財産として、これら地理的表示、遺伝資源、伝統的知識および伝統的な文化表現を保護しようとする動きがある。

地理的表示について具体的には、ナコンパトム県のソムオーナコンチャイシー（ポメロ）など計87品目（全てタイからの登録）が既に登録されている（2018年3月時点）。今後、地理的表示 (GI) 製品の登録を拡大すること、すなわ

ちタイの各県で少なくとも1つ以上のGI製品を登録するよう促すことで、タイ全土にわたって高品質なタイ製品の知財保護を促進しようとして取り組んでいる。

遺伝資源や伝統的知識、伝統的な文化表現については、タイ政府内で具体的な保護制度について議論しているところである（2018年3月時点）。

3. 3 知的財産法, 知財関連法の改正状況について

最後に、政府の取り組みとして法改正状況についてご紹介する。

(1) 特許法 (Patent Act)

主に「審査期間の大幅短縮」を目的とした特許法改正案について、2017年5月に第1回パブコメ、2018年1月末に第2回パブコメに付された。タイ知財局によると2018年末までの改正法案成立を予定しているとのことである。直近で公開された改正法案の内容によれば、特に日系企業から要望のあった「出願公開時期の法定化」、「自発分割の導入」、「審査請求の出願日基準化」、「新規性の世界公知基準の明確化」、「登



図11 IP Martのウェブページ

録後の誤記訂正」,「ライセンス登録制度の緩和」,「ライセンス登録閲覧の制限」といった改正内容が盛り込まれている。

一方で、「職務発明制度による報酬の算定基準」が不明瞭であることや、「タイで第一国出願をする場合に外国語で特許出願をすることができない」,「部分意匠制度が導入されていない」,また、「登録後の軽微な誤記訂正を認める条項が新設されたものの、誤記訂正までは認められない」,といった課題は依然として残されている。

(2) 商標法 (Trademark Act)

主に「再犯の厳罰化」,「非伝統的商標(音商標)」,「出願多区分制の導入」,「標章の国際登録に関するマドプロ条約加盟の対応」を目的とした改正商標法が2016年7月に施行されている。その後、2017年9月より音商標の出願受付が開始され、また同年11月よりマドプロ国際出願の受付が開始されている。

(3) 著作権法, コンピュータ犯罪法

インターネットショッピングの普及が進む中で、より具体的で実効的な模倣品対策プログラムの採用が望まれているところ、インターネット上の模倣品販売業者への対策として、まず2015年8月に著作権法が改正され、続いて2017年5月にコンピュータ犯罪法が改正された。

同犯罪法では、オンライン上の知財権侵害に対処するための新たな執行措置を含む解決手段が導入されている。具体的には、デジタル経済社会省の役人が、知財オーナーから提出された証拠を基に裁判所に申立てを行い、同裁判所から裁判所命令を受けることで、知的財産権を侵害するコンテンツへのアクセスをブロックする権限、またオンラインコンピュータシステムから侵害しているコンテンツを削除する権限が与えられることとなった(同犯罪法第20条)。こ

れを受けて、タイ知財局のウェブサイトには、2017年9月より、模倣品が掲載されたインターネットサイトの削除申請等に係る新たな規則、具体的な手続が掲載された。

今後の予定として、タイ知財局では現在、著作権法の改正案を準備しており、同改正案にはオンライン犯罪に対する保護を強化する目的として、ノーティス&テイクダウン制度が盛り込まれる予定とのことである。

ノーティス&テイクダウンとは、ショッピングサイトなどのインターネットサービスプロバイダが、権利侵害を主張する者からの通知に基づき、権利侵害情報であるか否かの実体的判断を行うことなく当該情報の削除等の措置を行うことで、当該削除に係る責任を負わないこととするものである。

4. おわりに

以上、タイでの最新の「知的財産状況」について触れながら、「タイ政府による知的財産の保護、活用に向けた取り組み」について駆け足でご紹介した。

最後に、もしも「権利を取得したい」,「模倣品が出回っているようだ」などのアセアン知財に関連した問題が発生した場合には、早めに現地法律事務所のアドバイスを求めるようにされたい。その際に、法律事務所のコンタクト先が分からない、法律事務所に行く前に問題点の整理をしたい場合などは、ジェトロ・バンコク知的財産部に問い合わせ頂き、積極的に活用して頂きたい。

※ジェトロ・バンコク事務所 知的財産部

16th Fl. of Nantawan Bldg., 161 Rajadamri Road, Patumwan, Bangkok 10330, THAILAND

Tel : (+66) 2-253-6441 ext.140, 160

E-mail : bgk_ip@jetro.go.jp

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/ip.html>

本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

なお、本稿は筆者個人の資格で執筆したものであり、ジェトロとして公式見解等を述べたものではない点ご了承ください。

参考文献

- ・ 知財に関する統計；
世界知的所有権機関（WIPO）ホームページ
<http://www.wipo.int/portal/en/>
- ・ タイ知的財産局（Department of Intellectual Property）ホームページ
<http://www.ipthailand.go.th>
- ・ タイ税関局（Customs Department）ホームページ
<http://en.customs.go.th/>
- ・ タイ知的財産・国際取引中央裁判所（Central Intellectual Property and International Trade Court）ホームページ
<http://www.ipitc.coj.go.th/>

- ・ Thansettakijニュースサイト
「กระทรวงพาณิชย์ยกร่าง Road Map ทรัพย์สินทางปัญญาสู่ Thailand 4.0」
<http://www.thansettakij.com/content/58708>
 - ・ ปายาอูมหาวิทยาลัย文学部ホームページ「Thailand 4.0 โมเดลขับเคลื่อนประเทศไทยสู่ความมั่งคั่ง มั่นคง และยั่งยืน」
<http://www.libarts.up.ac.th/v2/img/Thailand-4.0.pdf>
 - ・ タイ投資委員会ホームページ「Thailand 4.0 means Opportunity Thailand」
http://www.boi.go.th/upload/content/TIR_Jan_32824.pdf
 - ・ 在ワシントンタイ大使館ホームページ「Thailand 4.0」
<http://thaiembdc.org/thailand-4-0-2/>
- (URL参照日は全て2018年3月22日)

(原稿受領日 2018年6月8日)

